

公益財団法人佐々木泰樹育英会
2020 年度第 5 回臨時評議員会 議事録

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項に基づく評議員会決議に関する理事の提案に対し、2021 年 3 月 29 日までに、評議員全員（6 名）から同意を得たので、本提案事項は決議があったものと看做されたため、本議事録を作成する。なお、決議に先立ち別紙のとおり 2020 年度下半期事業報告があった。

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項：1

選考委員の謝礼及び費用に関する規程(謝金規程)を別紙のとおりとする。

提案事項：2

2021 年度事業計画書を別紙のとおりとする。

提案事項：3

2021 年度収支予算書を別紙のとおりとする。

提案事項：4

臨時評議員会決議があったものと看做される日を 2021 年 3 月 29 日とする。

2 提案した理事の氏名 佐々木泰樹

3 評議員会の決議があったものとみなされた日 2021 年 3 月 29 日

4 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名 評議員会長 山本唯倫

2021 年 3 月 29 日
公益財団法人佐々木泰樹育英会
評議員会長 山本 唯倫

2020 年度第 14 回 定時理事会 資料 1

2021 年 3 月 18 日

事業報告書

報告者 公益財団法人佐々木泰樹育英会

理事長 佐々木 泰樹

自 2020 年 10 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

1. 公益事業の状況

イ. 寄付金収入

報告期間中の寄附金収入は佐々木敏子氏より 4 千万円を受領しています。

ロ. 奨学金給付状況

2020 年度前期奨学生（2021 年 3 月支給分まで）として、建築 10 名、デザイン工芸美術 4 名、医学部 2 名、口語詩句 14 名の計 30 名に対し奨学金を給付中です。

2020 年度後期奨学生（2021 年 3 月支給分まで）として、デザイン工芸美術 2 名に対し奨学金を給付中です。なお、2021 年度より後期奨学金募集は行いません。これに伴い 2021 年度より前期・後期の区分がなく、年度奨学生とします。

ハ. 2020 年度奨学生における異動等

2021 年 3 月 31 日現在の奨学生数 32 名となる見込みであり、2020 年 10 月 1 日現在の奨学生から異動はございません。

ニ. 口語詩句分野事業

2019 年度より新規に奨学生募集を開始した口語詩句分野事業は、奨学生に加え、口語詩句賞(新人賞・奨励賞)募集を継続しております。口語詩句投稿サイト 72h 広告(雑誌媒体、インターネットキーワード広告)を行い、加えて、口語詩句投稿サイト 72h サイト改善のため 9 月 1 日より Web サイト保守にかかる業務委託契約(月額 5 万円・税別)を締結しております。別途、口語詩句投稿サイト 72h の活性化を目指し、毎月の佳作作品および選考委員講評を記載した文庫版小冊子を印刷し、口語詩句関連出版団体や投稿者などに郵送配付を実施しております。報告期間中に口語詩句奨学生の投稿規程違反はございませんでした。

ホ. 2021 年度奨学生および 2020 年度口語詩句賞における募集状況

建築 56 名(書類選考 21 名)、美術 6 名(書類選考 4 名)、医学 5 名(面接選考 3 名)、口語詩句奨学生 24 名、口語詩句賞 32 名につき、選考中です。医学奨学金 3 名は選考分科会報告と併せて本会議決議、ほかは選考分科会開催日に理事会報告のうえ、みなし決議をご依頼します。

へ.助成事業

当財団の事業目的を推進するための助成事業については、2020 年度口語詩句賞の募集中です。ほか、当財団活動のなかで、公益事業としての要件に適合するものを確認中です。例として、建築奨学生の樹林会活動(研修旅行、活動小冊子発行)、奨学生同士の交流会などについて検討中です。

ト.その他事業

当財団の事業目的を推進するため、2021 年 3 月 10 日付にて公益認定となりました。これに伴い、当財団は公益財団法人として制度の理解を深め、活動をして参ります。

なお、報告期間中予定された下記イベントは、感染症対策の観点から開催を見送りました。

2020 年 10 月開催予定の 2020 年度後期奨学金決定通知授与(通知郵送対応)

2020 年 1 月開催予定の新年会

2020 年 3 月開催予定の 2021 年度前期奨学金決定通知授与式(奨学生・口語詩句新人賞・財団関係者などの参加・これに伴い、通知郵送対応ならびにポートレート撮影費用予算を 2021 年度計上)

2. 収益事業の状況

当財団は、現時点において、収益事業を行っておりません。

3. 事務局の任免及び事務委託

当財団の事務局としてトゥループロパティマネジメント株式会社を任命し、同社と事務委託に関する業務委託契約を締結しております。

以上

選考委員の謝礼及び費用に関する規程(謝金規程)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第35条に基づき、選考委員の謝礼及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）謝礼とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

（2）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。謝礼とは明確に区分されるものとする。

(謝礼の支給)

第3条 本財団は、選考委員の職務執行の対価として謝礼を支給する。

2 本財団は、理事に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価として謝礼を支給することができる。

3 この法人は、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 この法人は、選考委員に対し、その地位にあることに対して報酬等を支給しない。

(謝礼の額)

第4条 選考委員に対し、その職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき、それぞれ下記の税抜報酬とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後金額を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

(1)建築選考委員	15万円
(2)美術選考委員	5万円
(3)医学選考委員	5万円
(4)口語詩句奨学金選考委員	5万円
(5)口語詩句賞選考委員	5万円

2 理事に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合の職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき、前項に準じた額とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後金額を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

3 選考委員(第3条第2項で委嘱したものを含む)に対し、口語詩句月次佳作選考における

職務執行の対価として月次佳作選考 1 回につき 3 万円（税抜）とする。月次佳作選考を翌月の定められた期日までに本財団に提出するものとする。源泉徴収後年額を初回月次佳作選考の提出があった月末限り、銀行振込により支払う。

4 選考委員(本条第 2 項および第 3 項で委嘱したものを含む)に対し費用を支払う場合、事前に理事会の承認を受けなければならない。事前承認を受けていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

5 本条第 1 項ないし第 3 項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における選考委員に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、選考委員(本条第 2 項および第 3 項で委嘱したものを含む)に対する報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

6 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならず、代理人の出席は認められない。

(任期)

第 5 条 選考委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(改正)

第 6 条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第 7 条 本規程の実施に必要な細則は、理事会が別に定める。

附則

1 本規程は、2020 年 6 月 1 日から施行する。

2 本規程は、2020 年 11 月 19 日から施行する。

3 本規程は、2021 年 3 月 30 日から施行する。

2021 年 3 月 30 日

事業計画書

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

公益財団法人佐々木泰樹育英会

理事長 佐々木 泰樹

イ.2021 年度奨学金事業について

①区分

1. 建築専攻の大学・大学院生に対する奨学金給付（建築奨学金事業）
2. 医学部大学生に対する奨学金給付（医学部奨学金事業）
3. デザイン工芸美術専攻の大学・大学院生に対する奨学金給付（美術奨学金事業）
4. 口語詩句学生に対する奨学金給付（口語詩句奨学金事業）

②目的

それぞれの分野での活動を通じて社会に寄与する高い志と優れた考え方を持つ方々を支援することを通じて社会の発展に寄与することを目的とする。

③事業

目的を達成するため、上記①1～3 おいては大学生(大学院生を含む、以下同じ)に対する助成、4 においては高校生から大学生までに対する奨学金の助成事業を行う。

④奨学金の規模

高校生 1 名当たり年間 10 万円・10 名以内

大学生 1 名当たり年間 50 万円・30 名以内（口語詩句奨学生は大学院生も大学生と同水準する）

大学院生 1 名当たり年間 100 万円・30 名以内

奨学生全体数 30 名以上目標とする

⑤募集・選考

募集方法は公募とし、各分野の専門家を含む選考分科会にて選考のうえ、理事会にて決定する。2021 年度応募状況および選考状況は次のとおり。

1. 建築 56 名(うち学部 4 名) 選考 12 名(うち学部 1 名)
2. 医学部 5 名(うち 1～4 学年 4 名) 選考 3 名(うち 1～4 学年 2 名)
3. 美術 6 名(うち学部 1 名) 選考 3 名(うち学部なし) なお、2020 年度奨学生に選考された 1 名が 2020 年度休学を経て 2021 年度復学に伴い 2021 年度奨学生として奨学金給付が理事会決議となっており、2021 年度美術奨学生 4 名(うち学部なし)となる
4. 口語詩句 24 名(うち高校生 3 名) 選考 16 名(うち高校生 3 名)

⑥スケジュール

2020 年度中に開催予定の 2021 年度奨学生決定通知授与式にて正式な 2021 年度奨学生を

決定のうえ、2021 年度奨学生第 1 回奨学金給付日は 2021 年 4 月 30 日を予定する。

⑦ほか奨学金事業

現時点では予定しない。今後新たに奨学金事業を計画する場合、事業企画について内閣府と協議のうえ、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

ロ. 2020 年度表彰事業について

①区分

口語詩句新人賞・奨励賞

②目的

口語詩句創作初期の新人発掘を通じて日本文学の発展に寄与することを目的とする。

③事業

目的を達成するため、上記区分の各賞を決定し表彰事業を行う。

2020 年度口語詩句賞の実績をもとに募集方法ほかを検討のうえ、応募要領ほかにつき 2021 年 5 月開催予定の定時理事会にて決議する。

④表彰の規模

新人賞 100 万円、奨励賞 10 万円を賞金として 2020 年度中に給付する。

⑤募集・選考

公募を行い、口語詩句の専門家による選考分科会にて選考のうえ、理事会にて表彰者を決定する。2020 年度応募状況(事務局応募書類到着分)は次のとおり。

1. 口語詩句新人賞 28 名 選考 1 名
2. 口語詩句奨励賞 3 名 選考 5 名(新人賞に漏れた応募者は自動的に奨励賞選考対象)

⑥スケジュール

2021 年 5 月開催予定の定時理事会までに決議のうえ、募集を開始する。2022 年 3 月に口語詩句賞選考および決定を予定する。

⑦ほか表彰事業

現時点では予定しない。今後新たに表彰事業を計画する場合、事業企画について内閣府と協議のうえ、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

ハ.2021 年度その他事業について

①口語詩句助成事業

2020 年度実施した口語詩句小冊子発行事業を継続する。公益事業としたく、内閣府と協議し、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

②建築助成事業

建築奨学生活動記録の小冊子作成費用の助成を予定する。公益事業としたく、内閣府と協議し、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

③財団交流企画

奨学生決定通知授与式、表彰式、奨学生交流会、財団新年会など各種会合の定期開催による財団関係者間交流を通じて、財団活動の活性化をはかる。うち、奨学生決定通知授与式、表彰式は公益事業とする。

④その他

今後新たな事業を計画する場合、事業企画について内閣府と協議のうえ、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

ニ.2022 年度事業について

①区分

2021 年度 5 月開催予定の定時理事会にて決議する。

②目的

2021 年度事業に準じる

③事業

2021 年度事業に準じる

④奨学金の規模

給付水準は 2021 年度事業に準じる

選考委員報酬水準については見直しを行う

⑤募集・選考

2021 年度事業に準じる

⑥スケジュール案(口語詩句は別途)

1.応募要領決議

2.募集要項開示 2021 年 10 月 14 日(告知期間は極力長期化する・開示日前日までに理事会決議・開示日 8 日前までに理事会起案)

3.応募期間 2022 年 1 月 7 日～2 月 23 日

4.選考期間 2022 年 2 月 24 日～3 月 9 日(書類締)～21 日(面接締)

5.面接審査会開催日 2022 年 3 月 22 日～24 日

6.理事会開催日 2022 年 3 月 24 日

7.選考結果開示日 2022 年 3 月 28 日

8.奨学金決定通知授与式 2022 年 3 月 30 日

9.初回給付日 2022 年 4 月 28 日

⑦その他事業

今後新たな事業を計画する場合、事業企画について内閣府と協議のうえ、理事会・評議員会の決議を経て事業の変更認定申請を行うものとする。

以上

収 支 予 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公益財団法人 佐々木泰樹育英会
(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0
特定預金運用益	0	0	0	0
特定預金受取利息	0	0	0	0
受取寄付金	33,532,459	16,467,541	0	50,000,000
受取寄付金	33,532,459	16,467,541	0	50,000,000
雑収益	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0
経常収益計	33,532,459	16,467,541	0	50,000,000
(2) 経常費用				
事業費	33,532,459	0	0	33,532,459
奨学金給付費	22,800,000		0	22,800,000
役員報酬	0		0	0
広報費	4,000,000		0	4,000,000
通信費	0		0	0
諸謝金	3,957,606		0	3,957,606
支払手数料	300,000		0	300,000
表彰金	2,000,000		0	2,000,000
会議費	400,000		0	400,000
雑費	74,853		0	74,853
管理費	0	16,467,541	0	16,467,541
役員報酬	0	1,330,721	0	1,330,721
広報費	0	420,000	0	420,000
消耗品費	0	0	0	0
口語詩句小冊子	0	5,800,000		
支払報酬	0	2,024,000	0	2,024,000
租税公課	0	300,000	0	300,000
支払手数料	0	0	0	0
保守料	0	1,135,200	0	1,135,200
業務委託費	0	1,440,000	0	1,440,000
会議費	0	1,600,000	0	1,600,000
雑費	0	2,417,620	0	2,417,620
経常費用計	33,532,459	16,467,541	0	50,000,000
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	12,812,413	2,500,000	0	15,312,413
一般正味財産期末残高	12,812,413	2,500,000	0	15,312,413
II. 指定正味財産増減の部				
基本財産評価益	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III. 正味財産期末残高	12,812,413	2,500,000	0	15,312,413

(注) 1 借入金限度額 0円
2 債務負担額 0円